

有明海ガザミ広域資源管理方針

令和 8 年 2 月 2 日

有明海ガザミ広域資源管理方針

令和 8 年 2 月 2 日作成

1 はじめに

有明海（注）に広域に分布回遊するガザミの資源を回復させるために、平成 20 年度（2008 年度）から令和 2 年度（2020 年度）の間、資源回復計画（平成 20 年度～平成 23 年度）や広域資源管理方針（平成 24 年度～令和 7 年度）に基づく取組（抱卵ガザミの保護、小型ガザミの再放流、採捕禁止期間の設定等）を関係漁業者、関係県、研究機関及び水産庁間において連携・協力して実施してきたところである。しかしながら、依然として資源状況は低位水準であり、引き続き資源管理に取り組むことが不可欠となっていることから、今回、令和 8 年度（2026 年度）以降の有明海ガザミ広域資源管理方針を作成する。

注：『有明海』とは、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」第 2 条で定義する海面をいう。

2 資源の現状と広域資源管理の必要性

（1）資源の特性と資源水準等の現状

① 資源の特性

有明海で漁獲されるガザミは、有明海、八代海、橘湾、天草西海に分布し、広範囲に移動する。波の穏やかな内湾の水深 30m ほどまでの砂泥域に生息し、夜行性で昼間は砂泥の中に潜っているが、餌をとるために夕方から朝方にかけて浮上したところを漁獲される。食性はヨコエビ類、フジツボ類、多毛類、二枚貝類などを捕食する。最高齢は、雄が約 2 年、雌が約 3 年であり、生後 6 か月ほどで全甲幅長 16～17cm に達すると推定される。

1 歳未満から成熟し、抱卵率は全甲幅長 22cm で最大になる。主な産卵場所は有明海湾央部から湾奥部であると推定され、産卵時期は 4～9 月（盛期は 5～8 月）で、年 3 回程度産卵するものと考えられる。産卵からふ化するまでの期間は 2～3 週間程度で、ふ化後はゾエア幼生期（約 1 mm）からメガロパ幼生期（約 2～3 mm）の通常 2～4 週間の浮遊期間を経て稚ガニ（約 4～5 mm）に変態する。干潟域に着底した稚ガニは 5 cm 程度までに成長すると干潟から離れ、水深 5m 位に生息域が拡大する。水温の下降とともに摂餌活動を停止して深所へ移動し、越冬する。

「一番仔」と言われる春生まれのガザミは秋までには全甲幅長 15 cm 前後の成体となり繁殖に加わるが、夏生まれの「二番仔」が成体になり繁殖に加わるのは翌年である。

② 資源水準の現状と漁獲量の推移

ガザミは、市場（漁協）を通さない自主流通があること等から、詳細な漁獲・流通実態の把握は十分ではない面があるが、有明海のガザミの漁獲量は年変動が激しいものの、昭和 50 年（1975 年）以降増減を繰り返しながら、昭和 60 年（1985 年）には最高の 1,781 トンとなり、その後徐々に減少し、平成 28 年（2016 年）には過去最低の 59 トンとなり、令和 6 年（2024 年）に 90 トンとなった。なお、昭和 50 年～平成 20 年（1975～2008 年）は農林水産統計年報における有明海ガザミの漁獲量に基づき、平成 21 年（2009 年）以降は各県独自の標本船調査等からの推定漁獲量に基づく（図 1 参照）。

昭和 50 年～令和 5 年（1975～2024 年）の漁獲量を三分位数で分割した結果から判断して、資源水準は低位であると考えられる。

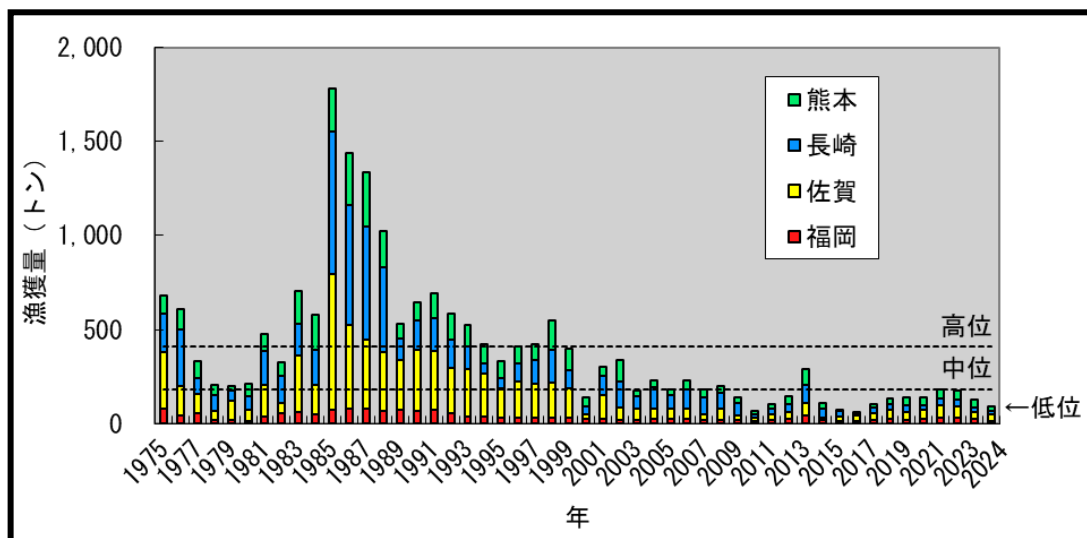


図 1 4 県（有明海）のガザミ類漁獲量の推移

農林水産統計年報（1975～2008 年）、各県の標本船調査等からの推定漁獲量（2009～2024 年）より作成

（2）広域資源管理の必要性

有明海に広域に分布回遊するガザミ資源は、これまで資源の維持回復を図ってきたが、依然として低位水準であると考えられるため、継続した取り組みが不可欠となっている。

そのため、令和 8 年度（2026 年度）以降も、引き続き関係漁業者、関係県及び国が連携・協力する「広域資源管理」の取り組みが重要である。

3 資源の利用と資源管理等の現状

（1）関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

有明海におけるガザミは、刺網漁業（注 1）を主体に、かご漁業（注 2）、小型機船底びき網漁業、たも網その他のすくい網漁業等によって漁獲されている（表 1 および図 2 参照）。

表1 県別・漁業種類別隻数の推移（有明海）

県 名	漁 業 種 類	管 理 区 分	隻 数（注3）			
			2021年	2022年	2023年	2024年
福岡県	固定式刺し網漁業	知事許可漁業	387	393	356	347
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	4	4	4	4
佐賀県	固定式刺網漁業	知事許可漁業	906	925	941	939
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	17	17	16	19
長崎県	雑魚刺網漁業	共同漁業権漁業	140	151	155	133
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	14	14	14	12
	小型機船底びき網漁業	知事許可漁業	17	16	15	15
	たもすくい網漁業	自由漁業	54	54	54	54
熊本県	固定式刺し網漁業	知事許可漁業	81	81	90	83
	かご漁業	知事許可漁業	28	27	24	24
	たもすくい網漁業	自由漁業	不明	不明	289	不明

各県からの報告により作成

注 1：刺網漁業とは、表 1 の福岡県及び熊本県の固定式刺し網漁業、佐賀県の固定式刺網漁業、長崎県の雑魚刺網漁業の総称である。

注 2：かご漁業とは、表 1 の福岡県、佐賀県及び長崎県のかにかご漁業並びに熊本県のかご漁業の総称である。

注 3：表 1 の値は、各県による聞き取り等を行った時点で操業可能な隻数であって、実際に操業した隻数とは必ずしも一致しない。

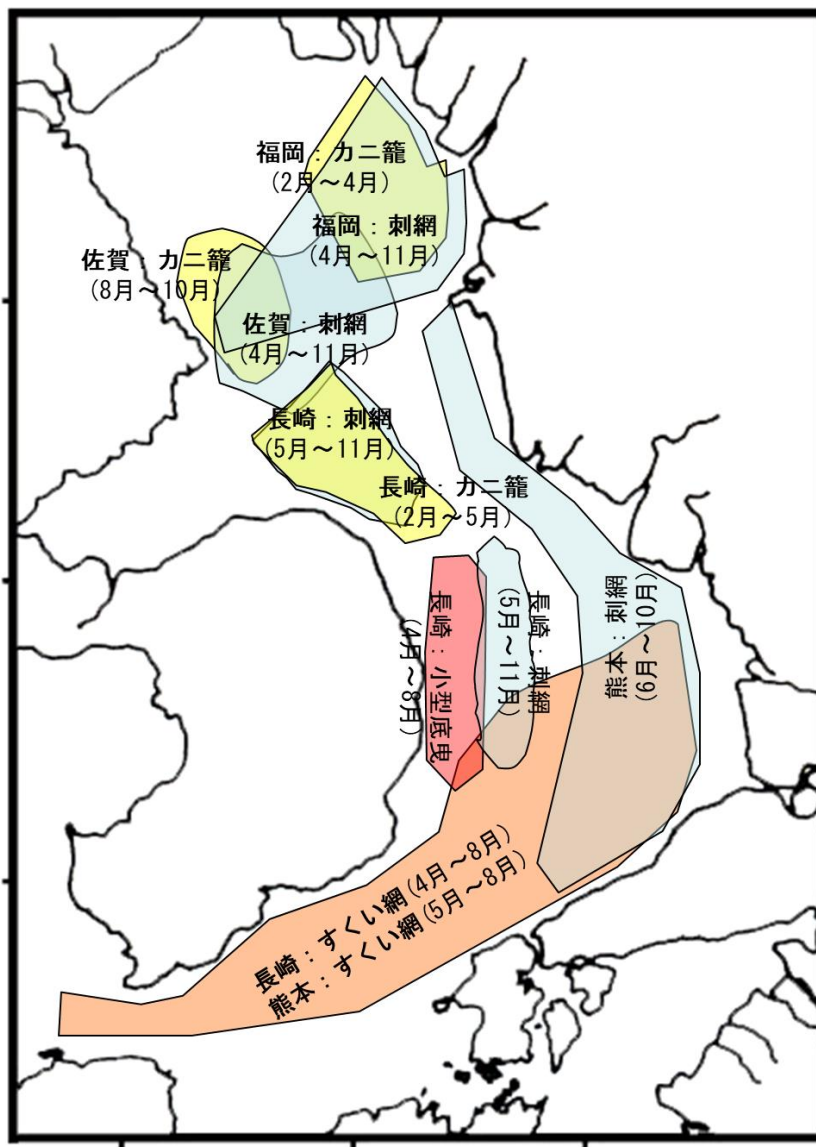


図2 漁業者聞き取りによるガザミの漁法別漁場分布図及び主漁期

② 漁業形態及び経営の現状

有明海におけるガザミを漁獲対象としている漁業は、家族経営体で営まれる刺し網漁業、かご漁業等（表1参照）であるが、そのほとんどは3～5トンの漁船に2人（夫婦が多い）が乗り込んで操業する形態の漁業である。

漁業操業の形態は、ガザミのみを漁獲する、いわゆる専業者は少なく、潜水器漁業、タコ漁業、その他の刺網、ノリ養殖等各種漁業との兼業による漁家経営が行われているが、ノリ養殖以外の漁業も水揚げが不安定な状況であり、漁業経営は非常に厳しい状況にある。

③ 消費と流通の現状

漁獲されたガザミの大部分は地元の市場にすべて「活き」扱いで水揚げされ、小売店やスーパーに出荷されている。また、漁業者から直接飲食店等へ流通するものもあることが知られている。最終消費地は約 7 割が県内消費であり、残りの 2 ～3 割が隣接県に出回っているものと推測される。

ガザミの価格は甲羅の触診により評価・区別される個体形質によって異なっている。すなわち甲羅が硬い順に「硬(カタ)」、「寸(チョイ)」、「ヤワ(ヤワラ)」であり、硬いものほど単価が高い。また、すべての個体形質で出荷サイズが大きいほど単価が高い傾向が見られる。販売方法では 4 割以上を 1 尾丸売りが占めており、価格は、盆と漁獲が少ない年末に高く、また、雄は夏場に高く、雌は冬場に高い。佐賀県太良町では「竹崎ガニ」、長崎県では「有明ガネ」や「たいらガネ」の名称で、ガザミのブランド化を図るとともに、直売会等のイベントにも積極的に取り組んでいる。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

有明海のガザミを漁獲対象とした刺網漁業、かご漁業、小底漁業は知事許可漁業及び共同漁業権漁業として管理されているが、長崎県と熊本県で行われているたも網その他のすくい網による採捕はいわゆる自由漁業である。また、過去には資源回復計画に基づき抱卵ガザミの保護及び小型ガザミの再放流の取組が行われてきたが、平成 23 年(2011 年)以降は、抱卵ガザミの保護のため、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づくたも網その他のすくい網によるガザミの採捕禁止措置が講じられてきている。

② 遊漁の規制

遊漁によるたも網その他のすくい網によるガザミの採捕についても、上記①の広域漁業調整委員会指示に基づく採捕禁止措置の対象となっている。

③ 資源の積極的培養措置

関係県により積極的な種苗放流が実施されている(表 2 参照)。

表2 ガザミ種苗放流実績（有明海）

単位：千尾

県 名	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
福岡県	2,061	1,784	2,403	2,592	1,964
佐賀県	1,298	2,425	627	1,628	2,126
長崎県	2,350	2,605	2,279	3,300	3,300
熊本県	1,983	1,865	1,707	1,585	2,110
合 計	7,692	8,679	7,016	9,105	9,500

注：放流時期は5～9月

有明海ガザミ広域資源管理検討会議の報告データより作成

④ 漁場環境の保全措置

有明海はガザミの重要な産卵場及び育成場にもなっていることから、生育場の環境改善や漁場としての生産力の回復を図るため、覆砂、漂流物の回収等が実施されている。

4 広域資源管理方針の目標

資源水準が依然として低位であることから、漁業経営への影響等を考慮しながら、抱卵ガザミ、軟甲（甲羅の軟らかい）ガザミ及び小型ガザミの保護、採捕禁止期間の設定並びに積極的な培養措置を行うことにより、資源の減少に歯止めをかけ、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図ることを目標とする。

5 広域資源管理のために講じる措置

ガザミを採捕する関係者においては、次の漁獲努力量の削減措置等を実施し、必要に応じて見直しを行うこととする。

（１）漁獲努力量の削減措置

① 抱卵ガザミの保護

抱卵ガザミの再放流又は一時蓄養により産卵機会を確保する。

② 小型ガザミの再放流

小型ガザミの保護のため、関係する全ての漁業・地区において、全甲幅長 13 cm 以下のガザミは直ちに再放流することとする。

③ 軟甲ガザミの再放流

資源保護のみならず、漁獲物の価値向上を図るため、軟甲ガザミは再放流に努める。

④ 採捕禁止期間の設定

抱卵ガザミ保護のため、産卵期間（6 月～8 月）のうち 15 日間は、た

も網その他のすくい網によるガザミの採捕を禁止する。

(2) 資源の積極的培養措置

より一層の資源の回復を図るため、関係県による積極的な種苗放流を実施するとともに、関係県の連携・協力による海域レベルでの適地種苗放流体制の構築に取り組む。

(3) 漁場環境の保全措置

有明海はガザミの重要な産卵場及び育成場にもなっており、成育場の環境改善や漁場としての生産力の回復を図るため、海底耕うん、覆砂等による漁場環境の維持・保全の取組を行う。

(4) その他

上記措置よりも厳しい基準で自主規制に取り組んでいる漁業・地区については、引き続き資源管理の取組が後退することのないように努め、漁業経営への影響に考慮しつつ、導入可能なものから、随時、自主的な措置として取り組んでいくこととする。

【上記措置以外の自主的取組措置】

県名	措 置	取 組 内 容
福岡県	休漁日	6月～8月の土曜日休漁
佐賀県	休漁日 サイズ	毎週土曜日休漁 全甲幅長 15 cm以下の再放流
熊本県	休漁日	許可期間中 60 日以上の休漁（刺し網・一部地域）
長崎県	休漁日	有明海における小型機船底びき網漁業において ●5月1日から8月15日の土曜日 15時から24時間と第1及び第3土曜日の翌日 15時から24時間 ●11月1日から2月28日（又は29日）の土曜日 15時から24時間

6 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する担保措置

本方針に基づく有明海におけるガザミ採捕禁止期間の設定については、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく日本海・九州西広域漁業調整委員会指示により、その実効性を担保することとする。

7 広域資源管理のために講じる措置に対する支援策

(1) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

国及び県は、5の(2)に掲げる措置を積極的に推進する。

(2) 漁場環境の保全に対する支援措置

国及び県は、5の(3)に掲げる措置を積極的に推進する。

8 広域資源管理の実施に伴う進行管理

(1) ガザミ広域資源管理検討会議の設置

① 本会議は、有明海に広域に分布回遊する有明海ガザミの広域資源管理を関係漁業者、関係県等が連携・協力して実施するため、関係漁協等を構成員として、資源水準、漁業経営等を踏まえた「有明海ガザミ広域資源管理方針」の検討、作成及び見直しを行うことを目的とした「有明海ガザミ広域資源管理検討会議」を設置する。

② 構成員は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び関係県漁業者代表、水産研究・教育機構水産技術研究所、九州漁業調整事務所とする。

③ 事務局は、九州漁業調整事務所とする。

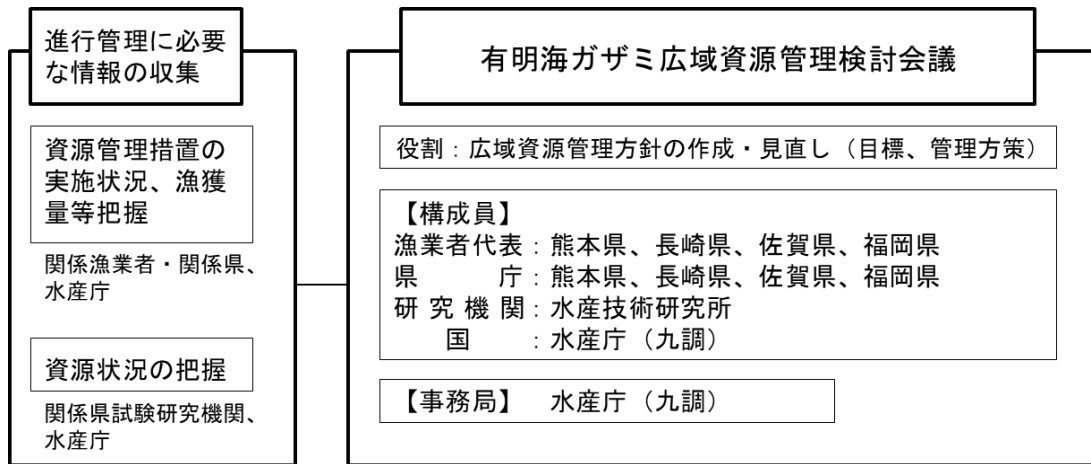
④ 構成員以外の県等の会議出席については、本会議の構成員で協議する。

(2) 進行管理に必要な情報の収集

① 関係漁業者、関係県及び水産庁は、資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行う。

② 水産庁と関係県は連携して、資源状況の把握を行う。

(3) 進行管理に関する組織体制



9 広域資源管理方針の取扱い

- (1) 有明海ガザミ広域資源管理方針は、関係県（関係漁業者）間の合意文書とし、九州漁業調整事務所長を立会人とする。また、広域資源管理方針作成・見直しについては、日本海・九州西広域漁業調整委員会へ報告する。
- (2) 有明海ガザミ広域資源管理方針の実施期間は、令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までとし、必要に応じて、見直しを行う。
- (3) 有明海ガザミ広域資源管理方針は、関係県の資源管理方針に反映させる。